

経支第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年4月17日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

柏駅前第一ビル

柏市柏一丁目822番地64ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

柏駅前第一商業協同組合 代表理事 寺嶋憲夫ほか

柏市柏一丁目1番11号ほか

3 廃棄物等の保管施設の位置

4 変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前10時（株式会社丸井の1階の売り場の一部については午前0時、株式会社丸井の2階の売り場の一部については午前7時）、閉店時刻は午後9時（株式会社丸井の1階の売り場の一部については午前0時）

5 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前10時（未定については午前0時、株式会社三共については午前6時）、閉店時刻は午後9時（未定、株式会社三共については午前0時）

6 変更年月日

（1）廃棄物等の保管施設の位置

平成29年12月31日

（2）開店時刻及び閉店時刻

令和3年7月29日

二 届出年月日

令和8年3月31日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年4月17日から8月17日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年4月17日から8月17日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757